

○文部科学省告示第百十一号（抄）

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年七月十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 オリンピックススタジアム及び東京体育館ラストマイル

期間	対象大会関係施設の所在地		対象大会関係施設
令和三年七月二十三日、七月三十日から同年八月八日まで、及び八月二十七日から同年九月五日まで	東京都新宿区	東京都渋谷区	東京都新宿区
	霞岳町、信濃町及び南元町	神宮前二丁目及び千駄ヶ谷一丁目から四丁目まで	霞岳町、信濃町及び南元町（いずれも次の図面に示す部に元赤坂二丁目
		北青山一丁目及び二丁目、南青山一丁目及び二丁目並び	

の区域	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域		
	東京都渋谷区	東京都新宿区	東京都港区
分に限る。）	神宮前一丁目から三丁目まで、千駄ヶ谷、代々木一丁目及び代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	霞岳町、信濃町、大京町、内藤町及び南元町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	東京都港区
神宮前二丁目及び千駄ヶ谷一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	赤坂八丁目、北青山、南青山一丁目から四丁目まで及び元赤坂二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北青山一丁目及び二丁目、南青山一丁目及び二丁目並びに元赤坂二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	東京都港区

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄

に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二 東京体育館ラストマイル（千駄ヶ谷駅）

期間	令和三年七月二十四日から二十九日まで並びに同年八月二十五日及び二十六日		
対象大会関係施設の所在地	東京都渋谷区	千駄ヶ谷一丁目	
対象大会関係施設の区域	東京都渋谷区	千駄ヶ谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域備	東京都新宿区	霞ヶ丘町、大京町及び内藤町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三 国立代々木競技場ラストマイル

期間	令和三年七月二十四日から同年八月八日まで、八月二十五日から二十九日まで及び同年九月一日から五日まで
対象大会関係施設の所在地	東京都渋谷区 神宮前六丁目、神南二丁目及び代々木神園町
対象大会関係施設の区域	東京都渋谷区 神宮前六丁目、神南二丁目及び代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都渋谷区 宇田川町、神宮前一丁目及び六丁目、神南一丁目及び二丁目並びに代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四 日本武道館ラストマイル

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十四日から三十一日まで並びに八月五日から七日まで及び二十七日から二十九日まで</p>	<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>九段北一丁目及び九段南一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 飯田橋一丁目、神田神保町三丁目、北の丸公園内、九段北一丁目及び二丁目、九段南一丁目及び二丁目、西神田三丁目並びに富士見一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>								

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五 東京国際フォーラムラストマイル

期間	対象大会関係施設の所在地	対象大会関係施設の区域	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域
令和三年七月二十四日から二十八日まで、七月三十一日から同年八月四日まで並びに八月二十六日から三十日まで	東京都千代田区	東京都千代田区	丸の内二丁目及び三丁目並びに有楽町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都千代田区	東京都千代田区	丸の内及び有楽町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都中央区		銀座一丁目から四丁目まで及び八重洲二丁目（いずれも

次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

六 国技館ラストマイル

期間	令和三年七月二十四日から同年八月一日まで及び八月三日から八日まで
対象大会関係施設の所在地	東京都墨田区
対象大会関係施設の区域	東京都墨田区 横網及び両国二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都墨田区 石原一丁目、亀沢一丁目及び二丁目、緑一丁目及び二丁目、横網並びに両国（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

七 馬事公苑ラストマイル

対象大会関係施設の所在地	東京都台東区	蔵前一丁目及び柳橋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都中央区	東日本橋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
期間	令和三年七月二十四日から二十五日まで、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月二日から四日まで、六日、七日及び二十六日から三十日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都世田谷区	上用賀一丁目から四丁目まで、経堂一丁目及び五丁目、桜、桜丘一丁目から三丁目まで及び五丁目、桜新町、世田谷二丁目、弦巻五丁目並びに用賀二丁目から四丁目ま

対象大会関係施設 の区域	東京都世田谷区	で 上用賀一丁目から四丁目まで、経堂一丁目及び五丁目、桜、桜丘一丁目から三丁目まで及び五丁目、桜新町、世田谷二丁目、弦巻五丁目並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都世田谷区	上用賀一丁目から四丁目まで、経堂、豪徳寺二丁目、桜、桜丘、桜新町、新町二丁目及び三丁目、世田谷一丁目から三丁目まで、弦巻一丁目及び三丁目から五丁目まで、船橋一丁目及び三丁目、宮坂並びに用賀二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

八 馬事公苑ラストマイル（成城学園前駅）

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十四日から二十五日まで、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月二日から四日まで、六日、七日及び二十六日から三十日まで</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都世田谷区</p>	<p>成城二丁目</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>東京都世田谷区</p>	<p>成城二丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>東京都世田谷区</p>	<p>成城二丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は</p>		

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

九 武蔵野の森総合スポーツプラザラストマイル（飛田給駅）

期間	令和三年七月二十四日及び二十五日並びに同年八月一日、二日、五日及び二十五日から二十九日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都調布市	飛田給一丁目
対象大会関係施設の区域	東京都調布市	飛田給一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都府中市	朝日町三丁目並びに白糸台三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十 東京スタジアムラストマイル(多摩駅、飛田給駅及び西調布駅)

期間	令和三年七月二十一日及び二十二日、二十六日から三十一日まで並びに同年八月六日及び七日		
対象大会関係施設の所在地	東京都調布市	東京都調布市	東京都調布市
対象大会関係施設の区域	東京都府中市	東京都府中市	東京都府中市
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都調布市	東京都調布市	東京都調布市
	上石原一丁目、飛田給一丁目、西町並びに富士見町一丁目	上石原一丁目、飛田給一丁目、西町並びに富士見町一丁目及び四丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	朝日町二丁目及び三丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
	上石原一丁目及び二丁目、下石原一丁目及び二丁目、飛田給一丁目及び二丁目、西町、野水一丁目並びに富士見町一丁目、三丁目及び四丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)		

東京都府中市	朝日町二丁目及び三丁目、多磨町一丁目、紅葉丘（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
東京都三鷹市	大沢五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十一 東京スタジアムラストマイル（調布駅）

期間	令和三年七月二十一日及び二十二日、二十六日から三十一日まで並びに同年八月六日及び七日	
対象大会関係施設の所在地	東京都調布市	小島町一丁目及び二丁目並びに布田四丁目
対象大会関係施設	東京都調布市	小島町一丁目及び二丁目並びに布田四丁目（いずれも次

の区域	東京調布市	の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京調布市	小島町一丁目及び二丁目並びに布田一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十二 東京スタジアムラストマイル（狛江駅）

期間	令和三年七月二十一日及び二十二日、二十六日から三十一日まで並びに同年八月六日及び七日	
対象大会関係施設の所在地	東京都狛江市	元和泉一丁目
対象大会関係施設	東京都狛江市	元和泉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	東京都狛江市	和泉本町一丁目、岩戸北一丁目及び三丁目、中和泉一丁目、東和泉一丁目並びに元和泉一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域		
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十三 東京スタジアムラストマイル（武蔵境駅）

期間	令和三年七月二十一日及び二十二日、二十六日から三十一日まで並びに同年八月六日及び七日	
対象大会関係施設の所在地	東京都武蔵野市	境南町二丁目
対象大会関係施設	東京都武蔵野市	境南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	対象大会関係施設	東京都武蔵野市 境南町一丁目から三丁目まで並びに境一丁目及び二丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都武蔵野市	境南町一丁目から三丁目まで並びに境一丁目及び二丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十四 武蔵野の森公園ラストマイル

期間	令和三年七月二十四日及び二十五日	
対象大会関係施設の所在地	東京都府中市	朝日町二丁目及び三丁目
対象大会関係施設の区域	東京都府中市	朝日町二丁目及び三丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)

対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都府中市	朝日町、多磨町一丁目及び紅葉丘（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都調布市	西町及び野水一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都三鷹市	大沢六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十五 大井ホッケー競技場ラストマイル

期間	令和三年七月二十四日から同年八月六日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都品川区	勝島、東大井二丁目、南大井一丁目並びに八潮四丁目及び五丁目
対象大会関係施設	東京都品川区	勝島、東大井二丁目、南大井一丁目並びに八潮四丁目及び五丁目

<p>の区域</p>	<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>
<p>東京都品川区</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>
<p>び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 勝島、東大井二丁目、南大井一丁目及び四丁目並びに八潮四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯三十五度三十六分三秒、東経百三十九度四十四分三十一秒の点 二 北緯三十五度三十六分〇秒、東経百三十九度四十四分三十四秒の点 三 北緯三十五度三十五分五十六秒、東経百三十九度四十四分五十一秒の点 四 北緯三十五度三十五分五十六秒、東経百三十九度四十四分五十六秒の点 五 北緯三十五度三十五分二十七秒、東経百三十九度四十五分〇秒の点 六 北緯三十五度三十五分二十八秒、東経百三十九度四十四分四十九秒の点</p>

	<p>七 北緯三十五度三十五分四十三秒、東経百三十九度四十四分五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十六 海の森水上競技場及び海の森クロスカントリーコースラストマイル

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十三日から三十日まで、同年八月一日から七日まで及び二十七日から二十九日まで並びに同年九月二日から四日まで</p>	<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>対象大会関係施設</p>	<p>東京都江東区</p>
		<p>新木場一丁目及び二丁目</p>	<p>新木場一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>新木場一丁目及び二丁目、辰巳三丁目並びに夢の島一丁</p>			

に係る対象大会関

係施設周辺地域

次に掲げる点を  
順次に結んだ線  
及び一に掲げる  
点と十三に掲げ  
る点とを結んだ  
線により囲まれ  
た区域のうち陸  
地以外の区域

目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。

- 一 北緯三十五度三十八分十五秒、東経百三十九度四十分九分三十八秒の点
- 二 北緯三十五度三十八分十三秒、東経百三十九度四十分九分三十八秒の点
- 三 北緯三十五度三十八分十二秒、東経百三十九度四十分九分三十四秒の点
- 四 北緯三十五度三十八分十秒、東経百三十九度四十分三十四秒の点
- 五 北緯三十五度三十八分十秒、東経百三十九度四十分三十一秒の点
- 六 北緯三十五度三十八分七秒、東経百三十九度四十分十五秒の点
- 七 北緯三十五度三十八分六秒、東経百三十九度四十分十一秒の点
- 八 北緯三十五度三十八分二十秒、東経百三十九度四十

九分十秒の点

九 北緯三十五度三十八分三十秒、東経百三十九度四十分十三秒の点

十 北緯三十五度三十八分四十七秒、東経百三十九度四十九分十六秒の点

十一 北緯三十五度三十八分四十八秒、東経百三十九度四十九分二十秒の点

十二 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十九分四十五秒の点

十三 北緯三十五度三十八分二十四秒、東経百三十九度四十九分四十五秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十七 カヌー・スラロームセンターラストマイル

期間	令和三年七月二十五日から三十日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江戸川区	臨海町六丁目
対象大会関係施設の区域	東京都江戸川区	臨海町六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	一 北緯三十五度三十八分四十七秒、東経百三十九度五十分五十九秒の点 二 北緯三十五度三十八分四十八秒、東経百三十九度五十分四十八秒の点 三 北緯三十五度三十八分二十五秒、東経百三十九度五十分四十八秒の点

十八 夢の島公園アーチアリー場ラストマイル

<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>新木場一丁目並びに夢の島一丁目及び二丁目</p>
<p>対象大会関係施設</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>新木場一丁目並びに夢の島一丁目及び二丁目（いずれも</p>
<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十三日から三十一日まで、同年八月二十七日から三十一日まで及び同年九月二日から四日まで</p>	
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		
<p>区域のうち陸地以外の区域</p>		
<p>四 北緯三十五度三十八分十九秒、東経百三十九度五十分二十秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十八分二十二秒、東経百三十九度五十一分二十七秒の点</p>		

の区域	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都江東区	次の図面に示す部分に限る。 （新木場一丁目並びに夢の島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点を結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域	<p>一 北緯三十五度三十八分三十二秒、東経百三十九度四十九分二十二秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十八分三十五秒、東経百三十九度四十九分二十二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十九分二十一秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十八分三十六秒、東経百三十九度四十九分十八秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十八分五十三秒、東経百三十九度四十九分十三秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十九分四秒、東経百三十九度四十九分十秒の点</p> <p>七 北緯三十五度三十九分九秒、東経百三十九度四十九分十秒の点</p>

		<p>分十六秒の点</p> <p>八 北緯三十五度三十九分十一秒、東経百三十九度四十分三十二秒の点</p> <p>九 北緯三十五度三十九分九秒、東経百三十九度四十分三十八秒の点</p> <p>十 北緯三十五度三十九分六秒、東経百三十九度四十分三十九秒の点</p> <p>十一 北緯三十五度三十八分三十七秒、東経百三十九度四十九分五十秒の点</p> <p>十二 北緯三十五度三十九分六秒、東経百三十九度四十分三十九秒の点</p>
--	--	---

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十九 東京アクアティクスセンターラストマイル

期間	令和三年八月二十五日から同年九月三日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区 潮見及び辰巳	
対象大会関係施設の区域	東京都江東区 潮見及び辰巳（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 枝川二丁目及び三丁目、潮見、東雲一丁目並びに辰巳（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸	
	<p>一 北緯三十五度三十九分四十一秒、東経百三十九度四十八分五十秒</p> <p>二 北緯三十五度三十九分四十三秒、東経百三十九度四十九分十二秒</p> <p>三 北緯三十五度三十九分四十一秒、東経百三十九度四十九分十二秒</p> <p>四 北緯三十五度三十九分四十二秒、東経百三十九度四十九分十二秒</p>	

---

地以外の区域

---

十九分十五秒

五 北緯三十五度三十九分二十秒、東経百三十九度四十九分十六秒

六 北緯三十五度三十九分十五秒、東経百三十九度四十九分〇秒

七 北緯三十五度三十八分三十五秒、東経百三十九度四十八分二十八秒

八 北緯三十五度三十八分三十四秒、東経百三十九度四十八分二十三秒

九 北緯三十五度三十八分五十五秒、東経百三十九度四十八分十九秒

十 北緯三十五度三十八分五十五秒、東経百三十九度四十八分二十三秒

十一 北緯三十五度三十九分十二秒、東経百三十九度四十八分二十八秒

十二 北緯三十五度三十九分二十秒、東経百三十九度四

---

	<p>十八分二十七秒</p> <p>十三 北緯三十五度三十九分三十八秒、東経百三十九度四十八分五十秒</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

二十 東京アクアティクスセンター及び東京辰巳国際水泳場ラストマイル

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十四日から同年八月八日まで</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>潮見、新木場一丁目、辰巳及び夢の島一丁目</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>潮見、新木場一丁目、辰巳及び夢の島一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象大会関係施設</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>枝川二丁目及び三丁目、潮見、東雲一丁目、新木場一丁</p>

に係る対象大会関係施設周辺地域

<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>目、辰巳並びに夢の島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>一 北緯三十五度三十九分四十一秒、東経百三十九度四十八分五十秒</p> <p>二 北緯三十五度三十九分四十三秒、東経百三十九度四十九分十二秒</p> <p>三 北緯三十五度三十九分四十一秒、東経百三十九度四十九分十二秒</p> <p>四 北緯三十五度三十九分四十二秒、東経百三十九度四十九分十五秒</p> <p>五 北緯三十五度三十九分二十秒、東経百三十九度四十九分十六秒</p> <p>六 北緯三十五度三十九分十五秒、東経百三十九度四十九分〇秒</p> <p>七 北緯三十五度三十九分一秒、東経百三十九度四十九分二秒</p>	

---

八 北緯三十五度三十九分三秒、東經百三十九度四十九分十八秒

九 北緯三十五度三十八分三十七秒、東經百三十九度四十九分五十秒

十 北緯三十五度三十八分三十三秒、東經百三十九度四十九分三十四秒

十一 北緯三十五度三十八分三十二秒、東經百三十九度四十九分二十二秒

十二 北緯三十五度三十八分三十七秒、東經百三十九度四十九分二十二秒

十三 北緯三十五度三十八分三十六秒、東經百三十九度四十九分十八秒

十四 北緯三十五度三十八分三十五秒、東經百三十九度四十八分二十八秒

十五 北緯三十五度三十八分三十四秒、東經百三十九度四十八分二十三秒

---

- 十六 北緯三十五度三十八分五十五秒、東経百三十九度四十八分十九秒
- 十七 北緯三十五度三十八分五十五秒、東経百三十九度四十八分二十三秒
- 十八 北緯三十五度三十九分十二秒、東経百三十九度四十八分二十八秒
- 十九 北緯三十五度三十九分二十秒、東経百三十九度四十八分二十七秒
- 二十 北緯三十五度三十九分三十八秒、東経百三十九度四十八分五十秒

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十一 幕張メッセラストマイル

期間	令和三年七月二十四日から同年八月七日まで及び八月二十五日から同年九月五日まで	
対象大会関係施設の所在地	千葉県千葉市美浜区	中瀬二丁目及びひび野二丁目
対象大会関係施設の区域	千葉県千葉市美浜区	中瀬二丁目及びひび野二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	千葉県千葉市美浜区	中瀬及びひび野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

二十一 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチラストマイル

期間	令和三年七月二十五日から同年八月一日まで	
対象大会関係施設の所在地	千葉県長生郡一宮町	一宮
対象大会関係施設の区域	千葉県長生郡一宮町	一宮（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	千葉県長生郡一宮町	一宮、田町、東浪見及び東野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

二十三 さいたまスーパリアリーナラストマイル

備考	対象大会関係施設	令和三年七月二十五日から同年八月八日まで
	対象大会関係施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区
	対象大会関係施設の区域	大字上落合、上落合一丁目及び二丁目並びに新都心（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	吉敷町四丁目及び錦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県さいたま市中央区	大字上落合、上落合一丁目から五丁目、下落合三丁目及び四丁目並びに新都心（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県さいたま市大宮区	吉敷町二丁目から四丁目まで、北袋町一丁目及び錦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十四 陸上自衛隊朝霞訓練場ラストマイル（朝霞駅）

期間	令和三年七月二十四日から同年八月二日まで及び八月三十日から同年九月五日まで		
対象大会関係施設の所在地	埼玉県朝霞市	本町二丁目	
対象大会関係施設の区域	埼玉県朝霞市	本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県朝霞市	青葉台、仲町、根岸台一丁目、五丁目及び六丁目並びに本町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十五 陸上自衛隊朝霞訓練場ラストマイル（和光市駅）

期間	令和三年七月二十四日から同年八月二日まで及び八月三十日から同年九月五日まで		
対象大会関係施設の所在地	埼玉県和光市	本町及び丸山台一丁目	
対象大会関係施設の区域	埼玉県和光市	本町及び丸山台一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県和光市	下新倉一丁目及び二丁目、中央一丁目、新倉一丁目、本町並びに丸山台一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十六 陸上自衛隊朝霞訓練場ラストマイル（光が丘駅）

期間	令和三年七月二十四日から同年八月二日まで及び八月三十日から同年九月五日まで		
対象大会関係施設の所在地	東京都練馬区	光が丘二丁目及び三丁目	
対象大会関係施設の区域	東京都練馬区	光が丘二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都練馬区	田柄五丁目並びに光が丘二丁目、三丁目及び五丁目から七丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十七 霞が関カンツリー倶楽部ラストマイル（笠幡駅）

期間	令和三年七月二十九日から同年八月一日まで及び八月四日から七日まで		
対象大会関係施設の所在地	埼玉県川越市	笠幡	
対象大会関係施設の区域	埼玉県川越市	笠幡（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県川越市	笠幡（次の図面に示す部分に限る。）	
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>		

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少  
なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は  
、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十八 霞ヶ関カンツリー倶楽部ラストマイル（川越駅）

期間	令和三年七月二十九日から同年八月一日まで及び八月四日から七日まで		
対象大会関係施設 の所在地	埼玉県川越市	脇田本町	
対象大会関係施設 の区域	埼玉県川越市	脇田本町（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	埼玉県川越市	旭町、新宿町一丁目及び二丁目、菅原町、南通町、脇田 本町並びに脇田町（いずれも次の図面に示す部分に限る 。）	
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄 に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>		

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十九 霞が関カンツリー倶楽部ラストマイル（狭山市駅）

期間	令和三年七月二十九日から同年八月一日まで及び八月四日から七日まで	
対象大会関係施設の所在地	埼玉県狭山市	入間川一丁目
対象大会関係施設の区域	埼玉県狭山市	入間川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県狭山市	入間川一丁目から三丁目まで、祇園及び富士見一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は</p>	

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十 霞が関カンツリー倶楽部ラストマイル（稲荷山公園駅）

期間	令和三年七月二十九日から同年日八月一日まで及び八月四日から七日まで	
対象大会関係施設の所在地	埼玉県狭山市	稲荷山一丁目
対象大会関係施設の区域	埼玉県狭山市	稲荷山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県入間市	黒須一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

三十一 江の島ヨットハーバーストマイル

期間	令和三年七月二十五日から同年八月四日まで	
対象大会関係施設の所在地	神奈川県藤沢市	江の島一丁目並びに片瀬海岸一丁目及び二丁目
対象大会関係施設の区域	神奈川県藤沢市	江の島一丁目並びに片瀬海岸一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	神奈川県藤沢市 神奈川県鎌倉市	江の島、片瀬三丁目及び四丁目並びに片瀬海岸（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 腰越三丁目及び五丁目並びに津（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十五度十八分二十七秒、東経百三十九度二十九分十九秒の点</li> <li>二 北緯三十五度十八分二秒、東経百三十九度二十九分九秒の点</li> <li>三 北緯三十五度十七分五十六秒、東経百三十九度二十九分十七秒の点</li> </ul>	

	<p>区域のうち陸域 以外の区域</p>	<p>四 北緯三十五度十七分三十九秒、東経百三十九度二十 八分五十六秒の点</p> <p>五 北緯三十五度十七分五十一秒、東経百三十九度二十 八分三十七秒の点</p> <p>六 北緯三十五度十八分二秒、百三十九度二十八分三十 九秒の点</p> <p>七 北緯三十五度十八分三十六秒、東経百三十九度二十 八分四十一秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるも</p>		

のとする。

三十二 伊豆MTBコース及び伊豆ベロドロームラストマイル（伊東駅）

期間	対象大会関係施設の所在地	対象大会関係施設の区域	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域
令和三年七月二十六日及び二十七日並びに同年八月二日から八日まで及び二十五日から二十八日まで	静岡県伊東市	静岡県伊東市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた
	湯川三丁目	湯川三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十四度五十八分四十二秒、東経百三十九度五分四十秒の点 二 北緯三十四度五十八分四十秒、東経百三十九度五分四十六秒の点 三 北緯三十四度五十八分三十六秒、東経百三十九度五分五十秒の点

<p>区域のうち陸域 以外の区域</p>	<p>四 北緯三十四度五十八分三十三秒、東経百三十九度五分四十七秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

三十三 伊豆MTBコース及び伊豆ベロドロームラストマイル（修善寺駅）

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十六日及び二十七日並びに同年八月二日から八日まで及び二十五日から二十八日まで</p>		
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>静岡県伊豆市</p>	<p>柏久保</p>	<p>対象大会関係施設の区域</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>静岡県伊豆市</p>	<p>柏久保、小立野及び修善寺（いずれも次の図面に示す部分）</p>	<p>静岡県伊豆市</p>

に係る対象大会関

係施設周辺地域

分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十四 富士スピードウェイラストマイル（御殿場駅）

期間

令和三年七月二十四日、二十五日及び二十八日並びに同年八月三十一日から同年九月三日まで

対象大会関係施設

静岡県御殿場市

新橋及び東田中

の所在地

対象大会関係施設 の区域	静岡県御殿場市	新橋及び東田中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	静岡県御殿場市	川島田、茱萸沢、新橋、二枚橋、萩原及び東田中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三十五 富士スピードウェイラストマイル（開成駅）

期間	令和三年七月二十四日、二十五日及び二十八日並びに同年八月三十一日から同年九月三日まで	
対象大会関係施設 の所在地	神奈川県足柄上 郡開成町	吉田島

対象大会関係施設 の区域	神奈川県足柄上 郡開成町	吉田島（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	神奈川県足柄上 郡開成町	曾比、みなみ一丁目及び吉田島（いずれも次の図面に示 す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三十六 あづま総合運動公園ラストマイル

期間	令和三年七月二十一日、二十二日及び二十八日	
対象大会関係施設 の所在地	福島県福島市	栄町及び三河南町
対象大会関係施設	福島県福島市	栄町及び三河南町（いずれも次の図面に示す部分に限る）

の区域		。
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	福島県福島市	太田町、置賜町、栄町、陣場町、曾根田町、天神町、三河北町及び三河南町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
----	--	--

三十七 横浜スタジアムラストマイル

期間	令和三年七月二十四日から二十七日まで、七月二十九日から同年八月五日まで及び八月七日
対象大会関係施設の所在地	<p>横浜市中区</p> <p>相生町一丁目から四丁目まで、太田町一丁目及び三丁目、尾上町一丁目から四丁目まで、住吉町一丁目から四丁目まで、常盤町一丁目から四丁目まで、日本大通、弁天</p>

	<p>対象大会関係施設 の区域</p>	<p>対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域</p>
	<p>横浜市中区</p>	<p>横浜市中区</p>
<p>通一丁目、本町一丁目、真砂町一丁目から四丁目まで、 港町一丁目から三丁目まで、南仲通一丁目、横浜公園</p>	<p>相生町一丁目から四丁目まで、太田町一丁目及び三丁目 、尾上町一丁目から四丁目まで、住吉町一丁目から四丁 目まで、常盤町一丁目から四丁目まで、日本大通、弁天 通一丁目、本町一丁目、真砂町一丁目から四丁目まで、 港町一丁目から三丁目まで、南仲通一丁目、横浜公園（ いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>相生町、伊勢佐木町一丁目及び二丁目、扇町一丁目から 三丁目まで、太田町、翁町一丁目及び二丁目、尾上町、 海岸通一丁目から四丁目まで、北仲通一丁目から五丁目 まで、寿町一丁目、新港一丁目、末広町、住吉町、常盤 町、日本大通、羽衣町、万代町、福富町仲通、福富町西 通、福富町東通、不老町、弁天通、蓬莱町、本町、真砂 町、港町、南仲通、元浜町、山下町、横浜公園並びに吉 田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

次に掲げる点を  
順次に結んだ線  
及び一に掲げる  
点と七に掲げる  
点とを結んだ線  
により囲まれた  
区域のうち陸域  
以外の区域

- 一 北緯三十五度二十七分三秒、東経百三十九度三十八分二十二秒の点
- 二 北緯三十五度二十七分四秒、東経百三十九度三十八分二十八秒の点
- 三 北緯三十五度二十七分四秒、東経百三十九度三十八分三十九秒の点
- 四 北緯三十五度二十七分五秒、東経百三十九度三十八分三十六秒の点
- 五 北緯三十五度二十六分五十九秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点
- 六 北緯三十五度二十六分五十九秒、東経百三十九度三十八分四十九秒の点
- 七 北緯三十五度二十六分五十三秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十八 札幌ドームラストマイル（福住駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十二日、二十四日、二十五日及び二十八日
対象大会関係施設の所在地	北海道札幌市豊平区
対象大会関係施設の区域	北海道札幌市豊平区 月寒東一条十一丁目から十七丁目まで、福住三条一丁目から三丁目まで及び福住二条一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	北海道札幌市豊平区 月寒中央通十一丁目、月寒西一条十一丁目、月寒東一条十一丁目から十七丁目まで、月寒東二条十五丁目、羊ヶ丘、福住一条一丁目及び二丁目、福住三条一丁目から三丁目まで並びに福住二条一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十九 札幌ドームラストマイル（白石駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十二日、二十四日、二十五日及び二十八日	
対象大会関係施設 の所在地	北海道札幌市白石区	平和通三丁目北
対象大会関係施設 の区域	北海道札幌市白石区	平和通三丁目北（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関係 施設周辺地域	北海道札幌市白石区	北郷一条四丁目から六丁目まで、北郷二条四丁目から六丁目まで並びに平和通二丁目北から六丁目北まで、三丁目南及び四丁目南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十 札幌ドームラストマイル（平岸駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十二日、二十四日、二十五日及び二十八日
対象大会関係施設の所在地	北海道札幌市豊平区 平岸三条五丁目から九丁目まで及び平岸二条四丁目から九丁目まで
対象大会関係施設の区域	北海道札幌市豊平区 平岸一条五丁目から九丁目まで、平岸三条五丁目から九丁目まで、平岸二条四丁目から九丁目まで及び平岸四条七丁目から九丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	平区

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十一 札幌ドームラストマイル（真駒内駅）

備考			
対象大会関係施設	北海道札幌市南区	真駒内及び真駒内緑町四丁目	
の所在地	区		
対象大会関係施設	北海道札幌市南区	真駒内及び真駒内緑町四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
の区域	区		
対象大会関係施設	北海道札幌市南区	澄川、真駒内、真駒内泉町三丁目及び四丁目、真駒内幸町二丁目及び三丁目並びに真駒内緑町三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
に係る対象大会関係施設周辺地域	区		
備考			
期間	令和三年七月二十一日、二十二日、二十四日、二十五日及び二十八日		

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十二 札幌ドームラストマイル（南郷十八丁目駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十二日、二十四日、二十五日及び二十八日
対象大会関係施設の所在地	北海道札幌市白石区 南郷通十八丁目北及び十九丁目北並びに南郷通十八丁目南及び十九丁目南
対象大会関係施設の区域	北海道札幌市白石区 南郷通十八丁目北及び十九丁目北並びに南郷通十八丁目南及び十九丁目南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	北海道札幌市白石区 栄通十七丁目から十九丁目まで、南郷通十七丁目北から二十丁目北まで、南郷通十七丁目南から二十丁目南まで並びに本通十七丁目南から二十丁目南まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十三 宮城スタジアムラストマイル（仙台駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十四日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日	
対象大会関係施設の所在地	宮城県仙台市宮城野区	榴岡一丁目から四丁目まで
対象大会関係施設の区域	宮城県仙台市宮城野区	榴岡一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	宮城県仙台市宮城野区	榴ヶ岡、榴岡一丁目から五丁目、名掛丁並びに二十人町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	宮城県仙台市若	新寺一丁目から五丁目まで（次の図面に示す部分に限る）

対象大会関係施設の区域	対象大会関係施設の所在地	宮城県多賀城市	中央二丁目	中央二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。			
	対象大会関係施設の区域	宮城県多賀城市				中央二丁目	中央二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
期間	令和三年七月二十一日、二十四日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日							
四十四 宮城スタジアムラストマイル（多賀城駅）								
<table border="1"> <tr> <td>林区</td> <td>宮城県仙台市青葉区</td> <td>中央一丁目、三丁目及び四丁目、五橋一丁目並びに花京院一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</td> </tr> </table>						林区	宮城県仙台市青葉区	中央一丁目、三丁目及び四丁目、五橋一丁目並びに花京院一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
林区	宮城県仙台市青葉区	中央一丁目、三丁目及び四丁目、五橋一丁目並びに花京院一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）						

対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	宮城県多賀城市 中央二丁目及び三丁目、東田中二丁目並びに八幡二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
-------------------------	--

備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
----	--

四十五 宮城スタジアムラストマイル（利府駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十四日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日
対象大会関係施設の所在地	宮城県宮城郡利府町 中央一丁目、森郷新椎ノ木前、森郷新太子堂、森郷仲町浦、森郷柱田及び森郷町
対象大会関係施設の区域	宮城県宮城郡利府町 中央一丁目、森郷新椎ノ木前、森郷新太子堂、森郷仲町浦、森郷柱田及び森郷町（いずれも次の図面に示す部分

対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	宮城県宮城郡利府町	に限る。)
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は</p>		<p>加瀬稻荷山、加瀬後山、加瀬新藤倉、加瀬男鹿島台、加瀬河原、加瀬新藤倉、加瀬新柚の木、加瀬町、加瀬女ヶ島、加瀬元川迎、中央、森郷石田、森郷一里塚、森郷円福寺、森郷新川向、森郷新椎ノ木前、森郷新太子堂、森郷新柱田、森郷新町浦、森郷諏訪前、森郷関根、森郷惣ノ関南、森郷曾利町、森郷塚崎、森郷仲町浦、森郷柱田、森郷蓮沼、森郷古戸、森郷町、森郷町浦、森郷町頭、森郷間々合、森郷柚ノ木、利府大町、利府椎ノ木、利府城内、利府城前、利府神明前、利府館、利府館後及び利府館前（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十六 宮城スタジアムラストマイル（荒井駅）

期間	令和三年七月二十一日、二十四日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日
対象大会関係施設の所在地	宮城県仙台市若林区
対象大会関係施設の区域	宮城県仙台市若林区
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	荒井三丁目から七丁目まで、荒井揚場、荒井川田、荒井杓形、荒井東一丁目、荒井矢取東、六丁目左近堀、六丁目柳堀東、六丁目柳堀南及び六丁目南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。	
二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は	

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十七 宮城スタジアムラストマイル（泉中央駅）

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十一日、二十四日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>宮城県仙台市泉区</p>	<p>泉中央一丁目、七北田赤生津、七北田欠下、七北田古川、七北田朴木沢及び七北田柳</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>宮城県仙台市泉区</p>	<p>泉中央一丁目、七北田赤生津、七北田欠下、七北田古川、七北田朴木沢及び七北田柳（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>宮城県仙台市泉区</p>	<p>泉中央、市名坂西裏、上谷刈一丁目、七北田赤生津、七北田欠下、七北田七ツ沼、七北田日野七北田古川、七北田朴木沢、七北田柳及び八乙女中央二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>		

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十八 茨城カシマスタジアムラストマイル（鹿島サッカースタジアム駅）

期間	令和三年七月二十二日、二十五日、二十七日、三十日及び三十一日並びに同年八月二日、三日及び五日	
対象大会関係施設の所在地	茨城県鹿嶋市	宮中及び神向寺
対象大会関係施設の区域	茨城県鹿嶋市	宮中及び神向寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	茨城県鹿嶋市	明石、宮中及び神向寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

四十九 茨城カシマスタジアムラストマイル（鹿島神宮駅）

期間	令和三年七月二十二日、二十五日、二十七日、三十日及び三十一日並びに同年八月二日、三日及び五日	
対象大会関係施設の所在地	茨城県鹿嶋市	宮下二丁目及び三丁目
対象大会関係施設の区域	茨城県鹿嶋市	宮下二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	茨城県鹿嶋市	宮中一丁目、厨五丁目、城山一丁目及び二丁目、緑ヶ丘一丁目から三丁目まで並びに宮下一丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十 茨城カシマスタジアムラストマイル（佐原駅）

期間	令和三年七月二十二日、二十五日、二十七日、三十日及び三十一日並びに同年八月二日、三日及び五日	
対象大会関係施設の所在地	千葉県香取市	佐原イ
対象大会関係施設の区域	千葉県香取市	佐原イ（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	千葉県香取市	北二丁目及び三丁目並びに佐原イ（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十一 埼玉スタジアム2002ラストマイル（浦和美園駅）

期間	令和三年七月二十四日、二十五日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月三日及び六日	
対象大会関係施設の所在地	埼玉県さいたま市緑区	下野田、中野田、南部領辻並びに美園二丁目及び四丁目
対象大会関係施設の区域	埼玉県さいたま市緑区	下野田、中野田、南部領辻並びに美園二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県さいたま市緑区	下野田、大門、中野田、南部領辻及び美園二丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十二 埼玉スタジアム2002ラストマイル（浦和駅）

期間	令和三年七月二十四日、二十五日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月三日及び六日
対象大会関係施設の所在地	埼玉県さいたま市浦和区
対象大会関係施設の区域	埼玉県さいたま市浦和区
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県さいたま市浦和区
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十三 埼玉スタジアム2002ラストマイル（北越谷駅）

期間	令和三年七月二十四日、二十五日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月三日及び六日
対象大会関係施設の所在地	埼玉県越谷市 北越谷二丁目及び四丁目
対象大会関係施設の区域	北越谷二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県越谷市 大沢、大房並びに北越谷二丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十四 埼玉スタジアム2002ラストマイル（東浦和駅）

期間	令和三年七月二十四日、二十五日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月三日及び六日
対象大会関係施設の所在地	埼玉県さいたま市緑区 東浦和一丁目
対象大会関係施設の区域	埼玉県さいたま市緑区 東浦和一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県さいたま市緑区 大牧、大間木、東浦和一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目並びに柳崎四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

五十五 横浜国際総合競技場ラストマイル（新横浜駅及び小机駅）

期間	令和三年七月二十二日、二十五日、二十七日、二十八日、三十日及び三十一日並びに同年八月二日及び七日	
対象大会関係施設の所在地	神奈川県横浜市港北区	新横浜二丁目及び三丁目、鳥山町並びに小机町
対象大会関係施設の区域	神奈川県横浜市港北区	新横浜二丁目及び三丁目、鳥山町並びに小机町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	神奈川県横浜市港北区	岸根町、北新横浜、小机町、篠原町、新横浜、鳥山町、新羽町及び大豆戸町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>	

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少  
なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は